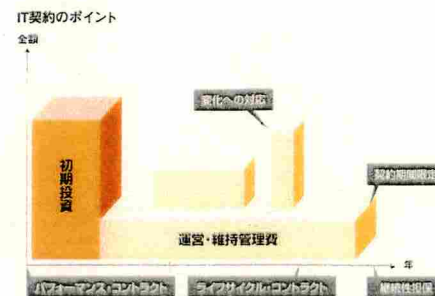


IT調達においても 総合評価方式を積極的に採用せよ

平成11年に地方自治法施行令が改正され
落札者決定に価格以外の要素を加味できる
総合評価方式が実施できるようになった。
民間事業者を質的な側面からも評価する方式だが
IT調達においては幾つかの点で留意する必要がある。

文
井熊 均
日本総合研究所 開発戦略センター 所長



時代にそぐわない 公共調達の現状

平成17年、日本は新たな成長ステージに入り、今やGDP(国内総生産)の140%を超えるという空前の負債を抱える公共財政が、日本経済の抱える最大の課題と言える。公共財政が悪化した理由は幾つもあるが、公共調達に大きな理由の1つであったことに疑う余地はない。

公共調達の問題の根本は、時代にそぐわない手続きにある。その基本は、公共側が詳細な仕様を策定し、それを最も安いコストで実現できる事業者を選定し価格競争と入札という一発勝負の儀式である。

価格で調達先を決めることは最も客観的な手段ではあるが、世界でトップレベルの競争力を持つ日本の企業が価格一辺倒の調達をしているわけではない。企業において重要なのは厳格な予

算作りであり、予算を満たすかぎり、質を重視する傾向が強い。

だれでもできるコストを前提として、積み上げられた予定価格に基づく価格競争を前提とした公共調達と民間の調達を比べると、間違いなく後者の方が財政面での信頼性が高い。財政目標をベースとした予算に基づく民間の調達に比べると、応募者間の競争によるコストダウンに期待する公共調達は財政的に他律的であるからだ。空前の負債を抱える公共団体と、世界最高レベルの競争力を誇る民間企業の経営成果がそれを裏付けている。

あらゆる調達対象に関して、公共団体が詳細な仕様策定能力を有していることを前提している伝統的な入札制度は、公共団体の置かれた現状にあまりにも即していない。特に、民間企業に比べて専門性が劣るIT関連については、入札制度の矛盾が顕在化する可能性が高いと言える。

総合評価方式は焦点を絞り 自治体の責任を明確にせよ

公共調達に応募する民間事業者を、価格だけでなく質などの面からも評価しようとする調達手法が総合評価方式である。総合評価方式では、提案価格と価格以外の質的な要素を各々点数化したうえで総合点を算定し、事業者を決める。総合評価方式は既に多くの分野で採用されており、特にPFI(Private Finance Initiative、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法)事業については、ほぼ100%総合評価方式が導入されている。

この総合評価方式は、民間事業者を価格以外の要素で評価するための基盤と、質的な側面を評価することを通して、対象となる事業に何が重要なのかを改めて議論するステップを作ったと

いう意味で貢献度は大きい。しかしながら、いかなる契にも副作用があるように、総合評価方式にも課題はある。そのうちの2つ指摘しておこう。

まず1つ目は、重点事項の埋没である。総合的に評価し、しかも、さまざまな人の意見を聞こう、とすると評価項目が多くなりすぎる傾向がある。項目ごとに配点の重みをつけることはできるが、評価の焦点を絞れなければ、重点項目以外の評価の差で事業者が決まることが十分にありえる。

2つ目は、評価委員会への依存体質が高まっていることだ。自治体の総合評価については、有識者に妥当性に関する意見を受けることとされているが、拡大解釈されて事業者の選定までを評価委員会に委ねるのが一般的になっている。中には、過剰な依存と思われるケースも散見される。本来、公共サービスの事業者の選定は、公共団体の責任において行われるべきものである。

評価委員会への過剰な依存は、地方自治体の責任ある経営が求められる昨今の政策の流れと逆行しているとも言える。

自治体のIT調達においては 5つの留意点を押さえよ

ITの調達で、総合評価を積極的に採用することが望まれるが、その際、以下の点に留意することが必要である。

まず1つ目は、ITに関する民間の知見が公共団体を大きく凌駕すること、更に、ITはあくまで自治体経営のためのツールに過ぎないという理解から、過剰な仕様介入を避け、パフォーマンス・コントラクト(成果保障型契約)を基本とすべきである。

2つ目は、初期投資に対して後年度負担が大きいというITの財務特性を考慮し、PFIのようなライフサイクル・ベースの契約を基本とするべきである。

3つ目は、陳腐化が速いというITの技術的特性に留意し、大規模な更新を含まない契約期間を設定すべきである。ITの契約期間は、長くても7年程度と言われている。

4つ目は、変更に関するオプションを用意することである。建築物などとは違い、ITは出来上りのイメージを共有することが難しい。また、使用環境に合わせた変更もありえる。変化に対応できるルールを持った契約構造が必要である。

5つ目は、継続性の担保である。ITの委託では、現事業者の既得権が発生しやすい。契約期間が終了する時に、発注側が事業者を選定する余地を維持できるように契約形態を当初から考えておくことが望ましい。

以上、IT調達に関する基本的な論点を述べたが、こうした点を考えるが考えないかで、コストで倍半分も差が出るのがITなのである。